



## 副業を解禁しました！～イントラパーソナル・ダイバーシティ（個人内多様性）～

2023年9月に副業制度が導入されました。本号では新制度の詳細とその期待できる効果等についてご紹介します。

### 副業（兼業）制度

#### 導入によるメリット

##### ◎社員にとってのメリット

- ・社内では得られない知識、スキルを獲得できる
- ・やりたいことに挑戦でき、自己実現の追及につながる
- ・収入を増やすことができる

##### ◎会社にとってのメリット

- ・社員の業務に対する自律性、自主性を促すことができる
- ・優秀な人材の流出防止ができる
- ・競争力が向上する
- ・社員が社外から新たな知識、情報を得ることや新たな人材を得ることで事業機会の拡大につながる

#### イントラパーソナル・ダイバーシティ（個人内多様性）を高めよう！

これまで社内の構成員の多様性（ダイバーシティ）につい

て取り上げてきましたが、今回は「個人内多様性（イントラパーソナル・ダイバーシティ）」についてご紹介します！

### ■イントラパーソナル・ダイバーシティ（個人内多様性）とは

「イントラパーソナル・ダイバーシティ」とは、個人内の価値観や経験の多様性のことです。一人一人がさまざまな役割を担つたり、経験をしたりすることで、個人の中にも多様な価値観を受け入れることを指します。端的にいえば、「一人の中に幅広い多様性を持つ」ということです。

クラボウでのD&I推進の目的の一つに「イノベーションの創出」があります。

### ■イントラパーソナル・ダイバーシティを高める効果

多くの研究で「イントラパ



ソナル・ダイバーシティが高い人はさまざまな側面でパフォーマンスが高い」という結果が得られています。例えば、「ウーマン・オブ・ザ・イヤー」（『日経WOMAN』が毎年各界で活躍する働く女性に贈るもの）に選ばれた女性はマルチキャリアの持ち主が多いと知られており、多様なキャリアが生かされています。

個人が、これまでとは違う場に積極的に出たり、経験をし、することがわかります。

（人材開発課 河村 優子 記）

いろんな役割を内在化させたりすることで、多様性を養い、個人の中でもシナジーを發揮して高いパフォーマンスを發揮すると

### ■イントラパーソナル・ダイバーシティを高める方法

イントラパーソナル・ダイバーシティを高めるには、さまざま

な人と出会い対話をすること、未知の場所で新たな経験をすることが大切です。

副業・兼業はこの手段として有効です。所属企業や携わっている仕事とは異なる価値観を持った異質な場に積極的に出て行くことで、多くの人と出会い、新たな経験をすることが新たな発想を生み出すことにつながりますし、人脈も広がります。そしてそれをまた会社の本業に生かすことができます。

ほかにも、MBA取得のためにビジネススクールに通う、子どもの学校でPTA役員を引き受ける、地域の自治会やマンションの理事会の役員を引き受け、習い事や趣味のサークル活動を始めるといったことも、仕事の場とは違う役割を担うことでも多様な価値観を学ぶきっかけになります。

## クラボウの副業（兼業）制度について（概要）

このたび、就業規則に副業（兼業）の許可基準等が明記されたことで、会社の許可を得て、就業時間外において他の会社の業務に従事することができるようになりました。

### ○副業を始める方法

1. 原則として、副業を始める1カ月前までに「副業（兼業）許可申請書」を所属部長（事業所長）へ提出してください。
2. 所属部長（事業所長）は下記項目を総合的に勘案し、承認/却下を判断します。
  - ①当社業務に支障を及ぼすものではないか
    - ・原則、勤続1年以上、副業時間が月30時間以内であるか
    - ②情報漏洩リスクや競業避止の観点から問題がないか
    - ③長時間労働・健康障害防止の観点から問題がないか
      - ・深夜時間帯（22:00～翌5:00）での副業でないか
      - ・原則、当社での時間外が直近6カ月平均で月15時間以内であるか
3. 所属部長（事業所長）の承認を得たら、申請書を人事部に提出してください。  
※却下となった場合も提出してください。
4. 人事部で問題がないか再確認し、許可/不許可を判断します。

副業等に係る相談、自己申告等を行ったことにより  
不利益な取り扱いをされることはありません。



### ○副業を開始したら、次の内容を上長・人事部に毎月報告をしていただきます。

- ・賃金月度（前月21日～当月20日）の副業時間実績
- ・業務内容変更の有無（変更があった場合その内容）

### ■申請が必要な副業（兼業）

#### ※申請が必要な副業（兼業）

- ・他社と雇用契約を締結するもの
- ・他社の役員等に就任するもの
- ・個人事業主として業務委託を受けるもの
- ・自身が独立した法人で業務するもの
- ・その他収益を得ることを目的として  
反復継続性を持って行うもの



#### ※申請が不要な副業（兼業）

- ・株式投資、FX等の資産運用
- ・ボランティア活動等の  
社会貢献を主目的としたもの
- ・講演会への登壇等  
反復継続性がないもの



収益を得ることを目的として保有する物件や駐車場等について  
賃貸借契約を締結し行う不動産業も申請が必要です。

上記「副業を始める方法」に沿って手続きを実施してください。

